

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 <u>環境省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の軽減措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第20条の規定に基づき、都道府県知事から認定を受けた団体のうち、自ら所有する施設（家屋）において活動を実施するものについては、自然体験プログラムを年間60日以上稼働する場合、当該施設（家屋）の固定資産税について50%の減免措置を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容： 固定資産税の減免措置を講じる。</p>		
関係条文	地方税法 348 条第 2 項、第 702 条の 2 第 2 項		
減収見込額	(初年度) ▲47 (一) (平年度) ▲94 (一) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 「体験の機会の場」の認定を通じた固定資産税の負担減によって、施設の維持管理の負担が軽減され、自然体験活動の経営状況が改善されるとともに、認定を受けるために教育プログラムの質を向上させるインセンティブともなり、環境教育の活性化が一層図られることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）において位置付けられているように、いつでも、どこでも、誰でも環境教育を受ける機会が提供されることは極めて重要である。また、その中でも、自然体験活動は、環境問題を解決していくための環境マインドを育てる原点となるとともに、人間の生きる力を育むことにもつながる非常に重要な分野である。</p> <p>一方、自然体験活動の現状を見ると、活動団体自らが所有している施設（自然学校やビジターセンター等）を自然体験活動の拠点として活用している場合には、自由な活動の実施が可能となる反面、施設の管理責任が生じ、維持管理のコストがかさむ上に、施設の固定資産税の負担が発生することから、財政基盤の脆弱な民間団体は自然体験活動を継続的・安定的に実施することが困難な状況となっている。</p> <p>そんな中、平成23年第177回通常国会において改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第20条において、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者が体験の機会の場を提供する場合に、都道府県知事からの認定を受けることができる制度が創設された。また、第22条の2第1項においては、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する上で重要な認定体験の機会の場の提供」等を効果的に実施するため、「必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努める」旨の規定が盛り込まれた。こうした措置は民間団体が認定を受けるインセンティブとなり、自然体験プログラムの改善が促されることにもなる。</p> <p>以上より、民間団体が所有する施設を「体験の機会の場」として活用する場合には、維持管理の負担軽減とそれに伴う経営状況の改善によって、自然体験活動の継続的・安定的な実施を可能とし、自然体験プログラムの質を向上させるために、「体験の機会の場」の認定を通じた固定資産税の負担を軽減する措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	1—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の施策体系のうち、以下の項目の下に位置づけられる。 <ul style="list-style-type: none"> 8. 環境・経済・社会の統合的向上 <ul style="list-style-type: none"> 8-4. <u>環境教育・環境学習の推進</u> ・以下の項目とも深い関係を有する。 <ul style="list-style-type: none"> 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 <ul style="list-style-type: none"> 5-5. <u>自然とのふれあいの推進</u> 				
	政策の達成目標	自然体験活動の継続的・安定的な実施及び自然体験プログラムの質の向上				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久（体験の機会の場の拠点としての施設が、長期間にわたり活用される必要があるため）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>—</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久（体験の機会の場の拠点としての施設が、長期間にわたり活用される必要があるため）	同上の期間中の達成目標	—	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久（体験の機会の場の拠点としての施設が、長期間にわたり活用される必要があるため）				
同上の期間中の達成目標	—					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	年間約 404 件の適用が見込まれる。				
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	自ら所有する施設を「体験の機会の場」として活用する民間団体は、固定資産税を含めた維持管理費の負担が大きいため、継続的・安定的な活動実施が困難となっている。このため、「体験の機会の場」の認定を通じた固定資産税の負担の軽減措置は、そうした維持管理費の負担を直接的に軽減するものであり有効である。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	自然体験活動の中には、複数年かけて行う自然再生プログラムもあり、毎年の継続的な活動の実施が特に求められる。このため、単年度の財政的支援では不十分であり、毎年継続的に負担軽減措置を講ずる仕組みが必要となる。また、中長期的な活動計画を立てる上で、維持管理費の将来的な負担を見通すことは重要であるため、毎年発生する固定資産税の軽減措置は妥当である。				
ページ		1—2				

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 18、19、21、22 年度に、自然体験学習への土地・建物の提供に対する固定資産税等に係る特例措置の創設を要望